

支援つき意思決定／意思決定支援の役割と機能**－その構想に関する議論動向－**

○ 名古屋市立大学大学院 増田 洋介 (8670)

キーワード：支援つき意思決定、意思決定支援、代行決定

1. 研究目的

本研究は、知的障害者等を対象とする支援システムとして提唱されている「支援つき意思決定／意思決定支援 (Supported Decision-Making)」について考察することを目的としている。支援つき意思決定／意思決定支援は、文字どおりに「ある人の『意思』を『決定』するための『支援』」(田中 2012: 22) と解釈するだけでは、必ずしもその内実を明確にはできないものである。本研究では、支援つき意思決定／意思決定支援がいかなる役割と機能を担うべきものとして構想されているかに関して、その議論動向を明らかにした。

なお、本研究ではSupported Decision-Makingの訳語として、基本的に「支援つき意思決定／意思決定支援」と表記している。理由は次のとおりである。日本において近年改正された法律に盛り込まれ、障害者施策として実施されようとしているものは「意思決定(の)支援」である。しかし、原語を忠実に訳すなら「支援つき意思決定」(沖倉 2012) や「支援を受けた意思決定」(木口 2014) といった訳語のほうが相応ともいえる。ここでは、ひとまず「支援つき意思決定／意思決定支援」の表記を用いることとし、明示的に支援の側を指す場合にのみ「意思決定支援」と表記した。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献研究により行った。支援つき意思決定／意思決定支援に関する種々の論考においては、問題意識の多くの部分が共有されているとはいえ、具体的な構想に相違もみられる。本研究では、支援つき意思決定／意思決定支援がもつべき役割と機能に関する議論について、整理と考察を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に従い、研究を行った。とくに本研究は文献研究であるため、引用を厳格に明示するとともに、自説と他説との峻別について留意している。

4. 研究結果

支援つき意思決定／意思決定支援が提唱される理由として、旧来の成年後見制度への批判がある。すなわち、行為能力のある者とない者を大別したうえで、行為無能力とされる者に対して一律的に保護の原理を適用することへの批判である。また、成年後見制度における法律行為と事実行為との線引きについても疑義が呈されており、日常生活における意思決定への支援こそが重要であるとも主張されている(柴田 2012)。こうした議論が受け入れられるようになった素地として、自律と支援が必ずしも対立するものではないとの考

え方が広まってきたことがある（秋元 2010：59）。

支援つき意思決定／意思決定支援を推進しようとする立場には、大きく分けて次の2つがある。1つは成年後見制度と意思決定支援を相互補完するものとして並置しようとする立場であり、もう1つは旧来の成年後見制度を意思決定支援に置き換えようとする立場である。両者の立場の違いは「力点を成年後見制度に置くかエンパワメントに置くか」（木口 2014：4）の相違であり、安全と安心の確保の観点から保護の必要性を重視する立場と、誰もが例外的存在として排除されることのない制度を求める立場との相違であるといえる。

また、他国において旧来の成年後見制度からの転換を図った一例として、イギリスの2005年意思決定能力法があげられる（菅 2010）。この制度においては、本人に意思決定能力があるとの仮定を前提に、まずは本人による意思決定に対しての支援が行われる。そのうえで、それが不可能であると判定された場合に、代行決定者が本人のベスト・インタレストに適った形での決定を行うこととされている。この制度は、代行決定を必要最小限に留めるものとして構想されているが、それでもなお、他者の介入を最大限行わないことを求める障害者権利条約と適合的であるかについて議論が続けられている（リー 2014：28）。

5. 考察

「例え障害がなくても、独力で完遂する『自己決定』はあり得ない」（沖倉 2012：218）というのは確かにそのとおりであり、支援つき意思決定／意思決定支援の考え方を導入するのに際して説得力がある。ただし、知的障害等がない者に対するそれは、通常はことさら支援つき意思決定／意思決定支援とはよばれず、とりわけ知的障害者等に対するものが支援つき意思決定／意思決定支援として提唱されていることも踏まえる必要がある。

イギリスの2005年意思決定能力法において他者の介入を正当化する仕組みは、最低限必要な保護を行うためのものと解すことができる一方で、一種の抜け道と捉えることもできる。また、最小限の介入は本人のベスト・インタレストに適うものとして構想されているが、意思決定支援がもつ限界と考えることもできる。支援つき意思決定／意思決定支援がもつべき役割と機能を構想する際においては、代行決定と意思決定支援の関係、および両者の役割分担・機能分担をどう考えるかがひとつの鍵といえる。

文献

- 秋元美世（2010）『社会福祉の利用者と人権——利用関係の多様化と権利保障』有斐閣。
 木口恵美子（2014）『知的障害者の自己決定支援——支援を受けた意思決定の法制度と実践』筒井書房。
 リー，スー（2014）「イギリスにおけるアドヴォカシー」意思決定支援推進国際シンポジウム資料，21-34。
 沖倉智美（2012）『「支援つき意思決定」の理論と実際——知的障害当事者の『自己決定』をどのように考えるのか』日本社会福祉学会編『対論社会福祉学5 ソーシャルワークの理論』中央法規出版，217-45。
 柴田洋弥（2012）「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(3)，261-72。
 菅富美枝（2010）『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理——ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房。
 田中正博（2012）「意思決定支援について議論を——全日本育成会としての提案」『手をつなぐ』678，22-3。